

盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定手続等に関する要綱

平成29年3月10日市長決裁

改正 平成30年10月1日

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する基準を定める要綱（以下「指定基準要綱」という。）に定めるもののほか、指定事業者の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この要綱で使用する用語の意義は、法、省令、指定基準要綱、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局通知）で使用する用語の例による。

(指定等の申請等)

第3 法115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請は、指定を希望する日の1月前までに盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書（様式第1号）により行わせるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容が指定基準を満たしていると認めたときは、指定事業者の指定を行い、指定通知書（様式第2号）により当該申請者にその旨通知する。

(申請書等の補正)

第4 市長は、提出された申請書等に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

(指定の拒否)

第5 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該事業所の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が指定基準要綱第3条に定める者でないとき。
- (2) 法律行為を行う能力を有しない者であるとき。
- (3) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をし、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者であるとき。
- (5) 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者であるとき。
- (6) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定基準要綱で定める基準及び員数を満たしていないとき。
- (7) 申請者が、指定基準要綱に定める基準に従って適正なサービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (8) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (9) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (10) 申請者が、労働に関する法律の規定であって介護保険法施行令第35条の3に定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (11) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (12) 申請者が、法第77条第1項、第78条の10、第115条の9第1項、第115条の19、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (13) 申請者と密接な関係を有する者が、法第77条第1項、第78条の10、第115条の9第1項、第115条の19、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (14) 申請者が、法第77条第1項、第78条の10、第115条の9第1項、第115条の19、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日まで

の間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(15) 申請者が、法第76条第1項、第78条の7第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項又は法第115条の45の7の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の9第1項又は第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(16) 前号に規定する期間内に第7第2項、法第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項又は第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(17) 申請者が、指定の申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(18) 申請者の役員等のうちに第8号から第12号まで又は第15号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、法第115条の45の5第1項に規定する指定については、基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、盛岡市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑な実施に際し支障が生じる場合において、市長は当該事業所の指定をしないことができる。

（指定等の更新の申請等）

第6 法第115条の45の6の指定の更新に関する申請は、更新日の1月前までに盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）指定更新申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は提出された申請書の内容が指定基準を満たしていると認めるときは、指定更新通知書（様式第4号）により当該申請者にその旨通知するものとする。

（変更の届出等）

第7 指定を受けた事業者は、次の各号に変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地並びに連絡先

(2) 申請者の名称，主たる事務所の所在地及び連絡先並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名

(3) 事業所の平面図及び設備

(4) 事業所の管理者の氏名，生年月日，住所

(5) サービス提供責任者の氏名，生年月日，住所及び経歴

(6) 運営規程

2 前項の規定による変更の届出は，盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

3 指定事業者は，第1号事業を廃止又は休止しようとするときはその廃止又は休止の1月前までに，休止した事業を再開したときは10日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による廃止，休止又は再開の届出は，盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）廃止（休止・再開）届出書（様式第6号）により行うものとする。

5 休止期間は最大6ヶ月とする。

（加算・減算の届出）

第8 第1号支給事業費に係る加算又は減算は，盛岡市第1号支給事業費算定に係る届出書（様式第7号）により行うものとする。

（添付書類）

第9 第3，第4及び第6から第8までに規定する申請書及び届出書には，付表その他必要な書類の添付を求めるものとする。

（事業者情報の提供）

第10 市長は，第3の申請に係る指定を行ったとき，第6の申請に係る更新を行ったとき又は第7若しくは第8の届出があったときは，岩手県知事，岩手県国民健康保険団体連合会その他の機関に対し，事業者に関する情報のうち，次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の氏名又は名称，主たる事務所の所在地並びに法人の代表者の氏名及び住所

(3) 指定又は更新の年月日並びに指定の有効期間満了日

(4) 変更，廃止，休止，再開の年月日

(5) 事業開始年月日

(6) 運営規程

(7) 事業所番号

(8) その他市長が必要と認める事項

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は市長が定める。

(要綱の実施時に係る特例)

第12 この要綱の実施時において、既に法第 115条の2第1項又は第 115条の12第1項の指定を受けている者であって、平成29年4月15日までに指定事業者の指定を希望する者に係る申請については、第3第1項に規定する申請期限を適用しないことができる。

(実施期日)

第13 この要綱は、平成29年3月10日から実施する。